

プロジェクト 税効果会計

項目 第 355 回企業会計基準委員会及び第 47 回専門委員会で聞かれた意見
(開示)**本資料の目的**

1. 本資料は、第 355 回企業会計基準委員会（2017 年 2 月 22 日開催）及び第 47 回効果会計専門委員会（2017 年 2 月 21 日開催）（以下「専門委員会」という。）で議論された開示に関する検討について聞かれた主な意見をまとめたものである。

評価性引当額の内訳及び税務上の繰越欠損金の開示項目について聞かれた意見

2. 事務局より、評価性引当額の内訳及び税務上の繰越欠損金の開示項目に関する提案について説明したところ、次の意見が聞かれた。

(開示の議論の進め方に関する意見)

- (1) 利用者の分析において、税負担率以外の要素（税引前当期利益等）については過去の財務数値や統計的なデータ等により予測できるが、税負担率を予測する情報は十分ではなく、その予測が難しいことを念頭に置いて議論を進めていただきたい。（第 355 回企業会計基準委員会）
- (2) 利用者から開示の追加に関する強い要望があり、また開示を追加することによる一定のメリットが示されていることから、仮に追加的な開示を行わない場合には、追加的なコストに関する詳細な分析が示されないとそのような結論を導き出すことはできないと考える。なお、重要な財務数値の時系列の変化については、通常、経営者による分析が行われている状況を踏まえた上で、追加的なコストを検証することが考えられる。（第 355 回企業会計基準委員会）
- (3) 税負担率の予測のみに着目するのではなく、繰延税金資産の回収可能性に関する不確実性の観点からの有用性についても念頭に置いて議論を進めていただきたい。（第 47 回専門委員会）
- (4) 事務局の提案は、利用者の視点を反映したものとなっているため、今後は作成者の視点を踏まえた分析を追加的に行ってはどうか。（第 47 回専門委員会）

(評価性引当額の内訳の開示に関する意見)

- (5) 評価性引当額を税務上の繰越欠損金に係るものとそれ以外に区分して開示を行うことは、将来キャッシュ・フローの予測を精緻化することに寄与するものとする。税率差異の注記において、評価性引当額の増減が法定実効税率と税負担率との差異の大きな要因となっている場合、経営管理上、その分析を行っているため、当該開示を行う事務局の提案に賛成する。（第 47 回専門委員会）

(税務上の繰越欠損金に係る繰越期限別の注記の表に関する意見)

- (6) キャッシュ・フロー経営の観点から税務上の繰越欠損金を有効に利用するため、企業は、繰越期限の税務上の繰越欠損金のデータや税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額のデータを有していると考えられるため、税務上の繰越欠損金に係る繰越期限別の注記の表を開示することについて一定の理解はできる。(第355回企業会計基準委員会)
- (7) 税務上の繰越欠損金に係る繰越期限別の注記の表により、税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の不確実性は相当程度理解できる。(第47回専門委員会)
- (8) 税務上の繰越欠損金に係る繰越期限別の注記の表のうち、税務上の繰越欠損金の額に税率を乗じた額については、税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の額(純額)及び税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産から控除された額を合計することにより算定できるため、開示が不要ではないか。(第47回専門委員会)

(定性的な情報を会社別に開示することに関する意見)

事務局提案に賛成する意見

- (9) 現状、評価性引当額の変動内容並びに税務上の繰越欠損金が生じた原因及び当該繰延税金資産の計上根拠に関する定性的な情報(以下、「定性的な情報」という。)について、会社別に開示が行われていないため、利用者は必要に応じて作成者にヒアリングを行っていることから、当該開示を求めることに賛成する(第47回専門委員会)

事務局提案に賛成しない、又は一部提案を変更すべきとの意見

- (10) 多数の連結子会社を有する企業が、定性的な情報を開示するために会社別に評価性引当額の変動額を分析し注記として集約する場合、相当程度のコストを要すると考えられる。また、多数の連結子会社の情報を会社別に開示することの有用性が十分には理解できていない。そのため、定性的な情報を開示する場合、会社別の開示ではなく、連結財務諸表全体で変動が生じた主な理由の開示を求める程度とすべきと考える。(第355回企業会計基準委員会)
- (11) 評価性引当額の変動に関する定性的な情報について、当該変動が生じた原因の開示を求める場合、具体的に何を記載すべきか混乱することも想定され得ることから、原則は会社別の開示とし、発生原因別の開示も可能とする定めを設けることも考えられるのではないか。(第355回企業会計基準委員会)
- (12) 通常、会社の業績は事業単位で管理されていること、また、一定数の企業で連結納税制度が採用されていることを踏まえると、定性的な情報について会社別

の開示を行うことにより利用者に対して有用性が高まるとは考えにくい。そのため、仮に定性的な情報を開示する場合、事業等に関連付けた開示を求めることを検討してはどうか。(第47回専門委員会)

- (13) 定性的な情報は、企業がグループ全体の状況をどのように説明すれば理解されやすいのか、その有用性を各社で検討し開示すべき事項であるため、一律、会社別の開示を求めるのではなく、会社の状況を踏まえた説明を求める定めとしてはどうか。(第47回専門委員会)

事務局提案に反対する意見

- (14) 多数の連結子会社を有する企業において、個々の会社の変動額に重要性はないが合計では重要性がある場合に定性的な情報を会社別に開示するには、所在地国の税制を勘案し分析する必要が生じるため、コストが大きい。一方で、会社別の変動内容に関する開示の有用性は必ずしも高いとは言えないのではないか。(第355回企業会計基準委員会)

- (15) 会社別に税務上の繰越欠損金の額やその計上根拠等が開示されたとしても、当該会社が非上場子会社の場合、その他の財務情報が開示されていないため、利用者の分析上、利用価値が低いのではないか。(第355回企業会計基準委員会及び第47回専門委員会)

- (16) 利用者にとって重要な情報は、評価性引当額の増減ではなく、評価性引当額控除後の繰延税金資産の増減であると考え。一時差異等と評価性引当額の増減が同時に生じ、繰延税金資産の額が変動しない場合、評価性引当額の変動内容を注記することに有用性はあるのか。(第47回専門委員会)

- (17) 他の連結財務諸表の注記において、例えば連結していない子会社の会社名の記載は求められているが、税効果会計に関する注記に会社名の記載を求めることの有用性に疑問を感じる。(第47回専門委員会)

- (18) 定性的な情報に関する会社別の開示は、最も開示要求が多い米国の制度(米国会計基準及び米国証券取引委員会(SEC)規則)を超えるものであるため、仮に追加する場合、欧米のアナリストの要求を超える開示の必要性に関する説明が必要ではないか。(第355回企業会計基準委員会)

(作成者の開示コストに関する意見)

- (19) 税効果会計の注記は一般的に決算の終盤に作成されるため、作成者の決算スケジュール、情報収集及び注記の作成コストを踏まえると、開示項目を追加することには相当の配慮が必要である。少なくともIFRSで要求されていない開示項目は作成者にとって過度な負担であるため避けるべきである。このため、

評価性引当額の内訳の開示を追加するにとどめることが妥当であるとする。
(第 355 回企業会計基準委員会)

(議論を深めるためにさらに分析を深めるべきとの意見)

(20) 税務上の繰越欠損金に関する定性的な情報の事例について、評価性引当額の増加と減少が相殺されて示されているため理解が難しい。税務上の繰越欠損金に係る繰越期限別の注記の数値との関連性が分かるように示してほしい。(第 47 回専門委員会)

(21) 開示の重要性を検討するために、「提案している開示」に税金等調整前当期純利益や純資産の額を記載してはどうか。(第 47 回専門委員会)

(その他の意見)

(22) 法定実効税率と税負担率の差異のうち評価性引当額の増減は、当年度に当該増減が生じていることを開示する意義はあるものの、一過性の原因により生じているため、将来の税負担率の予測に影響しないと考えられることから、将来キャッシュ・フローの予測の観点では、開示を拡充する有用性はないのではないか。(第 355 回企業会計基準委員会)

税法の改正に関する影響の開示について聞かれた意見

3. 事務局より、税法の改正に関する影響の開示に関する提案について説明したところ、次の意見が聞かれた。

(税率の変更に関する影響に限定すべきとの意見)

(1) 税法の改正による影響額を算出する場合、課税所得並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の金額について、改正前の税法と改正後の税法の両方に従った場合の金額を算出する必要が生じることから、追加的な負担が過重ではないか(第 355 回企業会計基準委員会)

(重要性の閾値を具体的に示すべきとの意見)

(2) 「重要な影響を及ぼすときに、その内容及び修正額」を開示すると定める場合、当該重要性の閾値を具体的に示さないと実務に混乱が生じるおそれがある。
(第 47 回専門委員会)

(3) 現行において税率が変更された場合、重要性にかかわらず開示しているケースが多いことを踏まえると、重要性に関する定めを設けることにより、開示が後退する側面もあると考えられるため、この点が合意し得るのかについて認識を共有すべきであるとする。(第 47 回専門委員会)

(その他の意見)

- (4) 税法の改正による影響額は、利用者にとっては将来キャッシュ・フローの予測にあたり必要な情報と考えるが、作成者の開示の実行可能性について議論が必要であることは理解する。(第47回専門委員会)

その他の意見

4. 開示全体について、次の意見が聞かれた。

- (1) 開示項目に重要性がない場合、当該項目の開示が不要であることを定めてはどうか。(第355回企業会計基準委員会)
- (2) 作成者の負担軽減の観点から、単体開示の簡素化についても検討をお願いしたい。(第355回企業会計基準委員会)
- (3) IFRSと日本基準の開示要求の比較分析について、直接要求されているかどうかのみ焦点を当てて議論することは、IFRSの広い開示要求の考え方や枠組みについて、誤解を生む解釈を生じさせる可能性があるため、分析をする場合には、両基準の開示に対する建てつけが異なることや、繰延税金資産に対する評価性引当に関する概念の有無といった前提も異なることに配慮すべきである。(第47回専門委員会)

以 上